

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

※本内容については、随時更新しますのでご確認ください。

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、**原則として**児童手当支給対象者（特例給付者を除く）の方は、**改めての申請は不要**です。（高校生、公務員等の方は**申請が必要**です。）

1. 対象者は？

次に記載するお子さんが対象になります。

- ①令和3年9月分の児童手当支給対象（特例給付者を除く）のお子さん
- ②9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）のお子さん
（保護者の所得が児童手当の支給対象となる（特例給付者を除く）金額と同等未満の場合）
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童となる（特例給付支給対象児童を除く）お子さん（新生児）

2. 支給対象者は？

上記に記載のあるお子さんの保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。
（児童手当受給者（特例給付者を除く）もしくはそれに準ずる対象者）

3. 給付額は？

対象児童1人につき、5万円です。

4. 支給時期は？

児童手当受給者（特例給付者を除く）の方には、12月から順次支給を開始します。

※申請が必要な方については、支給時期が異なります。

5. 支給方法は？

- ①児童手当を受給している受給者（特例給付者を除く）

令和3年10月支給時の児童手当を受給している（特例給付者を除く）口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

- ②支給申請を行った保護者

申請書で指定した口座に振り込みます。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）が支給されませんので令和3年12月20日までに必ずご対応をお願いします。

甲良町 住民人権課 「子育て世帯への臨時特別給付」窓口

電話：0749-38-5063

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることなどの、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに最寄りの警察にご連絡ください。